

## 目 次

- ・校章とその心
- ・校 歌
- ・生徒会会則
- ・屯田北中学校の生活
- ・屯田北中学校体育、文化活動振興会活動のきまり

## 校 章



### 校章の心

デザイン：屯田北中学校 元教頭 松田勝之  
全体の形は、北を指す「北極星」と、未来への航海者の指標となる「羅針盤」をイメージした。

それぞれの指針には、屯田の澄んだ空から深い青色を、厳しい自然環境とそこに挑んだ先人の歩みを銀色の輝きとした。

中央には屯田北中学校の「北」から「K」を置き、21世紀に誕生した最初の中学校で、グローバルな視点をもち理知・感性・鍛錬のもと、何事にも進取の気概をもって取り組む生徒の姿を願いとして込めた。

もり  
風の杜

-札幌市立屯田北中学校校歌-

浅野直樹 作詞  
津田元 作曲

幾年わたる 屯田に  
先人の息吹伝える 風の杜  
もみの木に はぐくみの風 あふれる気概  
真理の泉は 限りなく  
求めて共に たゆまず学ぶ  
遙かに仰ぐ 手稲山に  
清新な 文化の香り 芳しい  
もみの木に たおやかな風 ときめく心  
彩りさやかに 描きつつ  
歓び分かち ゆたかに謳う  
今 蒼穹の 彼方から  
永久に 歴史見守る 風の杜  
もみの木に ほほえみの風 輝く瞳  
理想の大河に 漕ぎいだし  
凜々しく 貴く 未来を拓く

生徒会会則

第1章 総 則

第1条（名称）本会は札幌市立屯田北中学校生徒会という。

第2条（会員）本会は本校生徒全員を会員とする。

第3条（目的）本会は、本校の教育目標達成をめざして自主的、積極的に行動し、明るく豊かな学校生活を築くことを目的とする。

第2章 事務局会

第4条（構成）本会は次の事務局員をおき、その任期は1年（11月～10月）とする。

- ・会長 1名  
本会を代表し、会の仕事の最高責任者となる。
- ・副会長 2名  
会長を助け会長が不在のときは代行する。
- ・書記長 1名  
本会運営上の記録を作成、整理、保管し、諸会議の連絡、説明を行う。

- ・書記次長 1名  
書記長を助け、記録の整理、保管にあたる。
- ・会計長 1名  
本会の予算編成、会計簿の記入ならびに会計報告にあたる。
- ・議長 1名  
全校協議会、生徒総会の議事進行を行う。

第5条（選出）会長、副会長、書記長、書記次長、会計長、議長、生活委員長、文化委員長、体育委員長、保健委員長は会員の直接選挙によって選出される。

第6条（会議内容）事務局は本会運営上の計画を立て資料を作成する。

### 第3章 生徒総会

第7条（会議内容）総会は全会員を以て構成し、本会の最高の決議機関で、次の機能を持つ。

1. 活動計画および予算の審議。
2. 活動経過の報告、決算の承認。
3. 会則の改正。
4. その他、重要な事項の審議、決定、承認。

第8条（開催）総会は年1回開催する。ただし会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

### 第4章 全校協議会

第9条（会議内容）全校協議会は生徒総会に代わる中間決議機関であり、原案を各学級の意見に基づいて審議し議決する。ただし重要な問題は総会へ提出する。

第10条（構成）全校協議会は各学級から学級代表2名、事務局員、各委員長、各局長で構成される。学級代表の全校協議会における票決権は各学級1票とする。

第11条（開催）全校協議会は毎月1回を定例とする。ただし会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

### 第5章 運営委員会 委員会 局会

第12条（運営委員会）運営委員会は事務局員、各委員長、各局長、各学年協議長によって構成される。全校協議会の前に開き、原案を作成する。

第13条（委員会）委員会を次のように設置する。ただし任期を半年間とする。

1. 生活委員会（学級から2名）  
校内外の生活向上・生活安全維持についての企画運営にあたる。

2. 文化委員会（学級から2名）  
文化的行事，掲示物の管理，生徒会機関誌の発行，その他の生徒会広報活動についての企画運営にあたる。

3. 保健委員会（学級から2名）  
校内外の保健衛生，美化，清掃についての企画・運営にあたる。

4. 体育委員会（学級から2名）  
体育的行事，給食指導，レクリエーションなどの企画，運営，実行の任にあたる。

- ・なお各委員会は細則を定めることができる。

第14条（局会）本会は局として次の2つをおく。4月に公募し，任期は1年間とする。代表，委員と兼任できない。局長については局員の中から互選する。

1. 図書局  
学校図書の管理，貸し出し，PR活動についての企画・運営にあたる。

2. 放送局  
校内放送，各種行事を主とする学校放送および行事の記録に関する事。

### 第6章 特別委員会

第15条 特別委員会は必要に応じて開催することができる。生徒会活動に関するもので，常設のどの委員会にも属さない事項を活動内容とする。

### 第7章 会計監査委員会

第16条 会計監査委員会は各学年1名ずつ全校協議会で選出されたもので構成され，定例の生徒総会で監査報告し，会員の承認を得なければならない。

### 第8章 学年協議会

第17条 本会は各学級で意見の交流を活発にし，学年としての取り組みを考える場とする。

第18条 学年協議会は各学級代表2名によって構成し学年代表（学年協議長）1名をおく。

### 第9章 議長会議

第19条 各学級から議長を1名選出し，議長会議を行う。なお開催については生徒会議

長が必要と認めるときのみ開催される。

第 20 条 議長会議では学級での議事の進め方などを話し合う。

### 第10章 会計

第 21 条 本会員は会費として、月一定の額を納入する。

第 22 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

### 第11章 附 則

第 23 条 会議はすべての構成員の 2/3 以上を以て定足数とする。また、会議の決議は出席者の過半数を必要とする。ただし、賛否同数の場合は議長が決議権を有する。

第 24 条 本会則の改廃については、生徒総会で出席者の 2/3 以上の議決承認および学校長の承認を必要とする。

第 25 条 本会則は**2005**年 4 月 6 日から施行する。

一部改正**2007**年**12**月**25**日改正、**2008**年 4 月 1 日から施行する。

## 生徒会選挙規定

### 第 1 章 選挙管理委員会

第 1 条 この規定による選挙に関して、選挙の都度おかれる選挙管理委員会が業務の一切を行う。

第 2 条 選挙管理委員会は、各学級より 1 名選出される選挙管理委員によって構成され、その中から委員長・副委員長・書記を互選する。

第 3 条 選挙管理委員は投票権を有するが、一切の選挙活動に参加することはできない。

第 4 条 選挙管理委員は、投票日の 2 週間前までに告示を行い、投票の結果が判明次第発表する。

### 第 2 章 立 候 補

第 5 条 生徒会事務局員に立候補する者は応援責任者 1 名を選出し、所定の届出用紙に明示の上、提出する。

### 第 3 章 投票および開票

第 6 条 当選の決定は多数決順による。

第 7 条 立候補者が定員以内の場合は、信任

投票を行い有効投票数の過半数を以て当選とする。

第 8 条 開票は選挙管理委員会の責任のもとに即日開票される。

#### 第 4 章 役員の退任および補充

第 9 条 生徒会事務局員および各委員長の不信任動議は全校協議会の 2/3 以上によって成立し、これらの不信任は全会員の 4/5 以上の賛成によって成立する。第 10 条 役員に欠員が生じた場合は、全校協議会の決定により補欠選挙を行う。

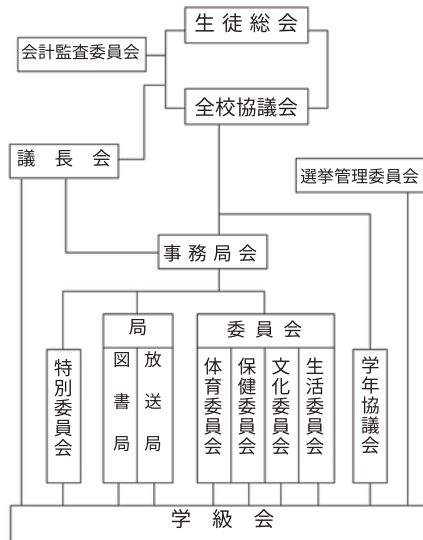
#### 第 5 章 附 則

第 11 条 この規定の改正は全校協議会の承認を得て行う。

第 12 条 この規定は2005年4月6日から施行する。

第 13 条 一部改正2022年5月31日改正，2023年4月1日から施行する。

### 生徒会組織図



各学年で委員が活動する際の組織の名称は全学年「協議会」で統一する。

## 屯田北中学校の生活

学校教育目標をもとに、次のような生活の心得ができました。屯田北中学校の生徒としての誇りを忘れずに、学校生活を送るように心がけよう。

### 《生活の心得》

- 目標や課題を持って授業に臨もう。
- 自他の生命を大切に、ともに学ぶ仲間の人格を尊重しよう。
- 大きな声ではっきりと挨拶をし、時や場をわきまえた言葉遣いを心がけよう。
- 時間を守ろう。
- 他人に不快感を与えない身だしなみと健康面において自己管理を心がけよう。
- 社会（集団）生活のルールとマナーを守ろう。

1. 日 課：時間のけじめをつけて、規則正しい生活習慣を確立させよう。

◎登校時間：8：10～8：25（着席）。余

裕をもって登校することを心がけよう。始業チャイムで着席していないときは遅刻となります。学活後に登校したときは、職員室に寄ってから教室に行きます。

- ◎休み 時間：3分前着席を心がけ、次の授業の準備をしよう。また、他学年の生活エリアには行かないようにしてください。朝の学活後と帰り学活前の5分間は、授業の準備・後片付けの時間とし、廊下に出られません。教科連絡は昼休みまでに終えましょう。
- ◎下校 時刻：用のない生徒は人を待たず、速やかに下校してください。学級活動等で残る場合は、担任に許可を得てください。**16：40**が最終下校時刻になります。
- ◎登下校：交通ルールを守り、決められた通学路を通るようにしてください。また、寄り道や買い食いをしないようにしましょう。自転車での登下校は認めていません。

◎再登校：部活動等，特別な場合を除き，忘れ物を取りに帰るなどでの再登校はできません。下校後，学校に来る用事のあるときは，事前に電話連絡をして標準服で登校してください。自転車での再登校はできません。

2. はき物：外靴は歩きやすく機能的な靴を使用し，上靴は学校指定のものを使用してください。
3. コート類：特に指定はしません。
4. 持ち物：自分の持ち物については，責任を持って管理し，中学生として，学校生活にふさわしい物を身に付けてください。また，貴重品や学校生活に関係のない雑誌，ゲーム，携帯電話等は持って来ないでください。

◎金 銭：普段は必要ありません。通院等で金銭を持ってきたときは，朝のうちに担任の先生に預けてください。

◎時 計：紛失しないよう自分で管理してください。授業中はアラームを止めてください。

◎かばん：特に指定はしませんが，教科書

などの勉強道具が入るものを使用してください。授業がなくても配布物等がありますので，毎日持って来るようにしてください。

◎身分証：常時携帯をしてください。

## 5. 服 装：

- I 型 夏： Yシャツまたは白色ポロシャツ，スラックス  
冬： ブレザー，Yシャツ，スラックス，ネクタイ II型  
夏： Yシャツまたは白色ポロシャツ，ニットベスト，スカート

冬： セーラージャケット，スカート，リボン

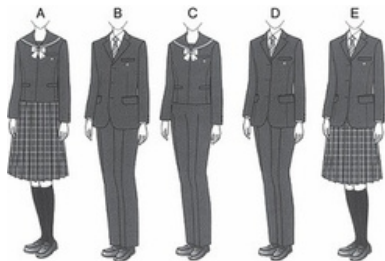
A～セーラージャケット＋スカート

B～I型ブレザー＋I型スラックス

C～セーラージャケット＋II型スラックス（チャコールグレー無地）

D～II型ブレザー＋II型スラックス（チャコールグレーチェック柄）

E～I，II型ブレザー＋スカート



ポロシャツはワンポイント可、スカートは丈は膝が隠れる程度。本校指定の標準服を着用し、変形・加工・アクセサリに類するものは禁止です。

- ◎名札：ブレザーの左胸ポケットの内側のループへ安全ピンでとめてください。夏服の時は、同様に左胸にとめてください。

ブレザー左胸ポケット






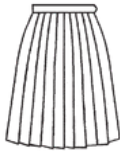
安全ピンは飾り  
のないものを使用する。

- ◎ソックス：ソックス・ハイソックスは無地の物を着用し、アクセサリの付いていない物を着用してください。ルーズソックスは認めていません。

- 頭 髪：着色・脱色・パーマ等の加工やワックス等の整髪料をつけず、中学生らしく自然で清潔な頭髪を心がけてください。また、化粧品の使用や眉毛を剃るようなことを認めていません。髪留めは、装飾のないゴムかヘアピンを使用してください。
- 校内の設備・施設：公共物ですので、多くの人が気持ちよく使えるように、汚したり、破損させたりせずに、大切に使いましょう。
  - ◎トイレ・水のみ場・階段：指定された場所を使用してください。
  - ◎エレベーター：原則として使用できません。
- 校外生活：札幌市の教護協会で決められている内容に準じます。長期休業前に詳しい内容のプリントを配布します。

- ◎外出：外出時間は午後7時までとし、それ以降の外出は保護者の同伴，許可を必要とします。中学生らしい身なりを心がけてください。
- ◎アルバイト：保護者の承認を得て，学校長の証明（許可）を受ける必要があります。
- ◎外泊：友人宅での外泊は禁止です。
- ◎ゲーム場等：パチンコ，マージャン，ゲーム専門店の出入りは禁止です。
- ◎カラオケボックス：保護者またはこれに準じる者が同伴する。

#### ■アイテム

Ⅰ型ブレザー	冬ワンタックスラックス
	
色：チャコールグレー 混率：毛50%ポリエステル50% ウォッシュャブルOK 撥水撥油加工付 ストレッチ	色：グレー×イエロー 混率：毛30%ポリエステル70% ウォッシュャブルOK 撥水撥油加工付
セーラージャケット	冬20車襷スカート
	
色：チャコールグレー 混率：毛50%ポリエステル50% ウォッシュャブルOK 撥水撥油加工付 ストレッチ	色：グレー×イエロー 混率：毛30%ポリエステル70% ウォッシュャブルOK 撥水撥油加工付

## 屯田北中学校体育・ 文化活動振興会活動のきまり

ネクタイ	夏ワンタックスラックス	 <p>反射鈕</p>  <p>ウェルターワッペン</p>  <p>刺しゅう</p>
 <p>色：イエロー ポリエステル100% *TKロゴ入り</p>	 <p>色：グレー×イエロー 混率：毛30%ポリエステル70% ウォッシュャブルOK 撥水撥油加工付</p>	
セーラー用リボン	ニットベスト（夏服用）	夏20車襷スカート
 <p>色：イエロー ポリエステル100% *TKロゴ入り</p>	 <p>色：オフホワイト 混率：アクリル70%毛30% 手洗いOK 袴ライン： 黄色×グレー *左胸に刺しゅう入</p>	 <p>色：グレー×イエロー 混率：毛30%ポリエステル70% ウォッシュャブルOK 撥水撥油加工付</p>

### ～基本的な心構え～

- ・保護者、家族、仲間、教職員など、多くの人に応援されて初めて部活動ができるということを忘れず、全力で活動するとともに、活動時間以外にも感謝の気持ちを忘れずに生活すること。
- ・屯田北中学校の生徒であることを自覚し、校内外を問わずに節度をもった行動を心がけること。
- ・活動場所は「使わせてもらっている」という気持ちを忘れず、使う前よりも綺麗にすること。
- ・誰に対しても元気よくあいさつをすること。
- ・仲間を大切にし、常に人を思いやる気持ちを忘れないこと。

### 1. 活動時間

- ・活動終了時刻は、平日**18：30**（冬季**18：00**）、土・日・祝日・長期休業中は**16：**

00を原則とする。この時刻は、着替え・清掃を終え学校を出る時刻とする。ただし、悪天候の場合は、事務局の判断で限度時刻よりも前に下校する場合もある。また、大会や練習試合の時は、この限りではない。

- ・完全下校で再登校での部活動開始は**16：40**を原則とする。(5分前の登校とする)

## 2. 荷物・更衣および昼食について

- ・荷物は活動場所または使用教室へ運び、整理して置くこと。
- ・着替えは原則として、体育館の更衣室を使用すること。廊下やトイレ等での着替えはしないこと。
- ・紛失・盗難等の防止に配慮し、個人用具は持ち帰ること。
- ・昼食は必要な場合は持参すること。(割り当てられた教室での昼食とする)
- ・飲み物は、休日の活動で給水目的に飲むスポーツドリンクも可とする。ゴミは各自持ち帰ること。教室などのゴミ箱は使用しないこと。

## 3. 活動終了後の清掃・下校について

- ・活動場所の清掃および用具・器具の整理整頓を徹底すること。
- ・清掃、下校の際、窓の施錠や電気の消灯も忘れないこと。

## 4. 服装

- ・原則として学校生活のきまりに準ずる。ただし、ユニフォームや防寒のためのウインドブレーカーなど、顧問が認めた装は可とする。

## 5. その他

- ・原則的に転部は認めない。ただし、顧問の了解があれば、転部を認める。
- ・活動場所として廊下等を使用する場合は、床や壁、窓ガラスなどに破損のないように十分注意すること。
- ・体調不良などで保健室を利用した生徒は、原則としてその日の活動には参加しない。
- ・校舎内に入る場合は、外靴は玄関に置かず、自分の靴箱に置くか、又は靴袋に入れて持参し移動すること。
- ・休日の玄関の出入りは、何度もインターフォンを使わずに済むように、部活動ごとにまとめて入るようにすること。

- 陸上競技部，野球部，ソフトテニス部，サッカー部はグラウンド出入口を利用して活動場所へ移動してもよい。
- 体育準備室は原則として入室禁止。
- 長期休業中に部活動がある場合でも，学校に上靴を置いていくことは禁止する。
- ルールに違反し，部内に迷惑をかけたり，あまりにもだらしのない行為が続く場合は，部活動顧問会議および部活動集会を持ち，部活動停止などペナルティもある。